

CampusWave21

学校給与システム

令和6年4月共済掛金率改定についてのご案内

サンテック株式会社

①はじめに

拝啓 貴学ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社システム『CampusWave21学校給与システム』をご愛用いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月改定の私学共済制度掛金率について、年間保守契約にご加入いただいておりますお客様へ新掛け金率等の設定操作方法をご案内させていただきます。今回はプログラム（CD-ROM）の送付はございません。

下記内容をご確認の上、各設定を変更していただきますようお願いいたします。

②改定内容

私学共済制度の掛け金率が引き上げられます。

改定前		
短期掛け金率	(甲)	8. 819%
	(乙)	8. 764%
介護分掛け金率		1. 677%
退職等年金給付分掛け金率		1. 200%
加入者保険料率	(補助なし)	16. 389%
	(補助あり)	15. 589%

改定後		
短期掛け金率	(甲)	9. 021%
	(乙)	8. 966%
介護分掛け金率		1. 692%
退職等年金給付分掛け金率		1. 200% (改定なし)
加入者保険料率	(補助なし)	16. 389% (改定なし)
	(補助あり)	15. 589% (改定なし)

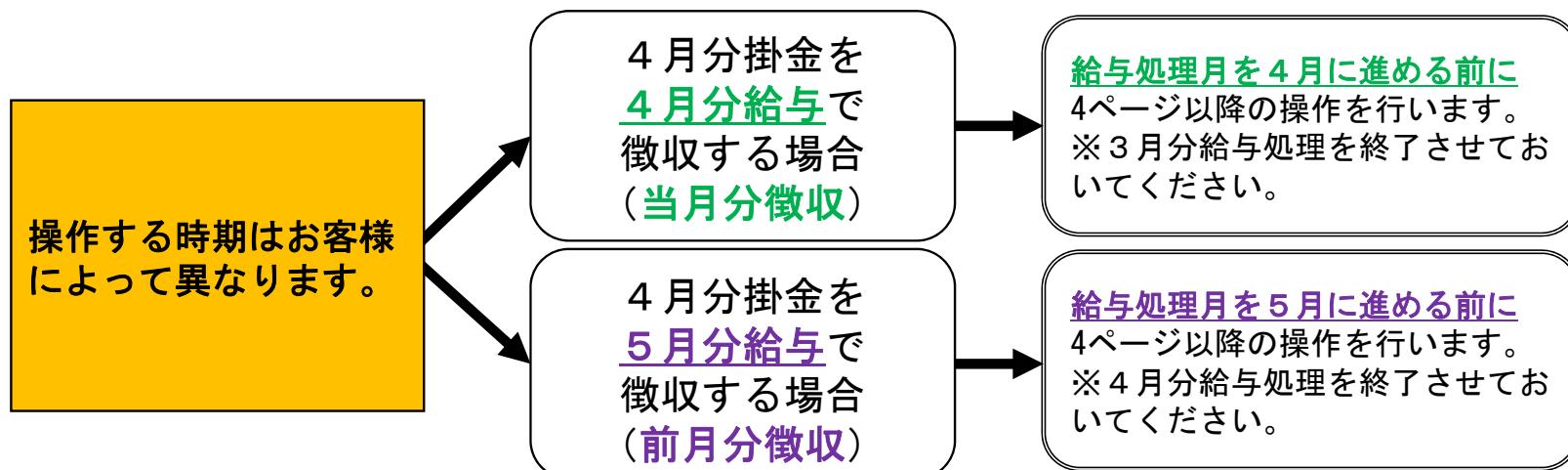
(注) 今回の改定は短期掛け金率、介護分掛け金率となります。

③操作する時期について

(重要!) はじめに確認してください!

令和6年4月1日改正の掛金率は、令和6年4月分（5月31日納期限分）から適用されます。

操作する時期は、4月分の掛金を徴収する時期により異なります。



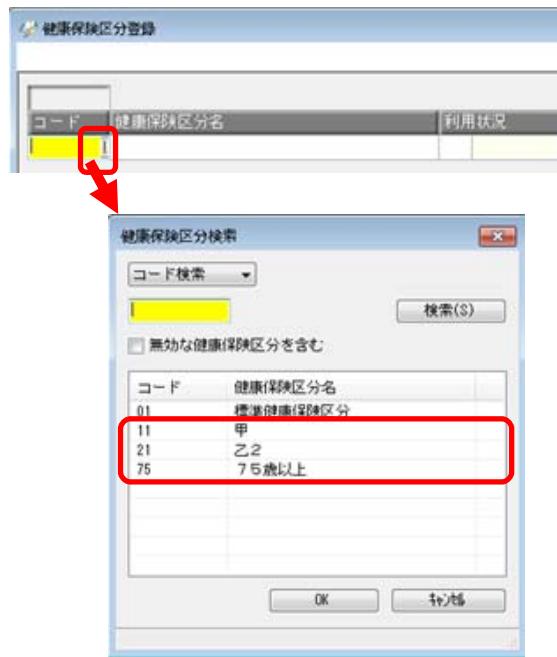
④-1 操作方法 共済短期掛金率と介護掛金率の変更

以下の操作方法に従って、設定を行ってください。



(1) 開始

[導入処理] – [運用設定] – [社会保険設定] – [健康保険区分登録]
メニューを選択します。



(2) 健康保険区分コードの入力

登録済みの健康保険区分コードを入力（または検索から選択）します。
(以下、コード「11」（甲）を選択した場合の設定例です。)

④-2操作方法 共済短期掛金率と介護掛金率の変更

コード	健康保険区分名	利用状況
11	甲	1 有効

基本設定 事業所設定 健康保険組合 保険料率設定

適用年月 令和 6 年 4 月

【健康保険】

	被保険者負担	事業主負担
健康保険	45.105 / 1000	45.105 / 1000
介護保険	8.460 / 1000	8.460 / 1000

端数処理対象 0 健康保険・介護保険ごと
端数処理単位 0 円未満
端数処理方法（健保） 3 協会管掌（五捨六入）
端数処理方法（介護） 3 協会管掌（五捨六入）

(3) 適用年月の変更

[保険料率設定] ページの適用年月を、「令和5年9月」から「令和6年4月」に変更します。適用年月に「令和6年4月」と入力し、[Enter]キーを押します。

※徴収区分が「前月分徴収」「当月分徴収」「翌月分徴収」のいずれの場合でも、必ず「令和6年4月」と入力します。

適用年月が 令和 5 年 9 月 から 令和 6 年 4 月 に変更されました。
変更理由を選択してください。

変更理由

新しい料額表の作成
料額表が改正されることにより、改正後の料額表データを入力する場合は、こちらを選択します。

適用年月だけの変更
料額表データを入力せずに、適用年月だけを変更する場合は、こちらを選択します。

OK キャンセル

(4) 新しい料額表の作成

[料額表 - 適用年月変更処理] 画面が表示されるので、「新しい料額表の作成」を選択して [OK] ボタンをクリックします。

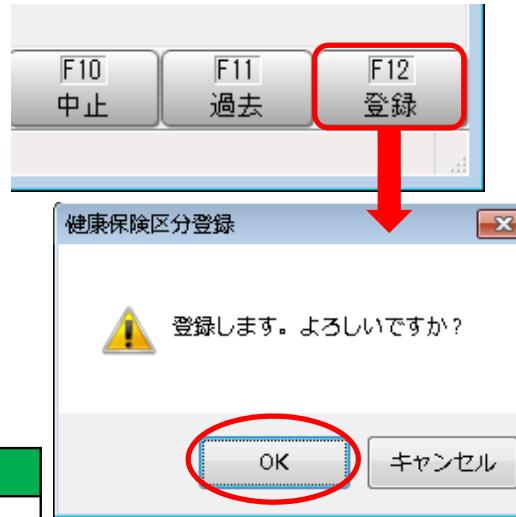
④-3操作方法

共済短期掛金率と介護掛金率の変更

(5)掛金率の変更

①健康保険を【共済短期】で使用中
被保険者負担、事業主負担のそれぞれに、共済短期掛金「甲」の折半した掛金率「45.105」に変更となります。

②介護保険を【介護掛金】で使用中
被保険者負担、事業主負担のそれぞれに、介護掛金の折半した掛金率「8.460」に変更となります。
※どちらも、千分率での入力になります。



(6)終了

[登録] ボタン (F12キー) をクリックします。
「登録します。よろしいですか?」と
メッセージが表示されるので、[OK]
ボタンをクリックします。

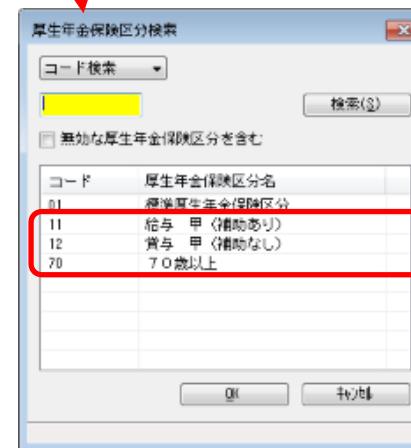
続けて、登録済みのすべての健康保険区分コード（乙2、75歳以上など）に対しても2～6の操作を行い、適用年月「令和6年4月」での登録を行ってください。**掛金率に変更がなくても、適用年月の登録は行ってください。**なお、「コード01：標準健康保険区分」は変更不要です。
すべての健康保険区分コードの登録が終了後、[閉じる] ボタン (F12 キー) をクリックして [健康保険区分登録] メニューを閉じます。

④-4操作方法 加入者保険料率と子ども・子育て拠出金率の変更と退職等年金給付分掛金率の設定



(7)開始

[導入処理] – [運用設定] – [社会保険設定] – [厚生年金保険区分登録] メニューを選択します。



(8)厚生年金保険区分コードの入力

登録済みの厚生年金保険区分コードを入力（または検索から選択）します。
(以下、コード「11」（給与 甲）を選択した場合の設定例です。)

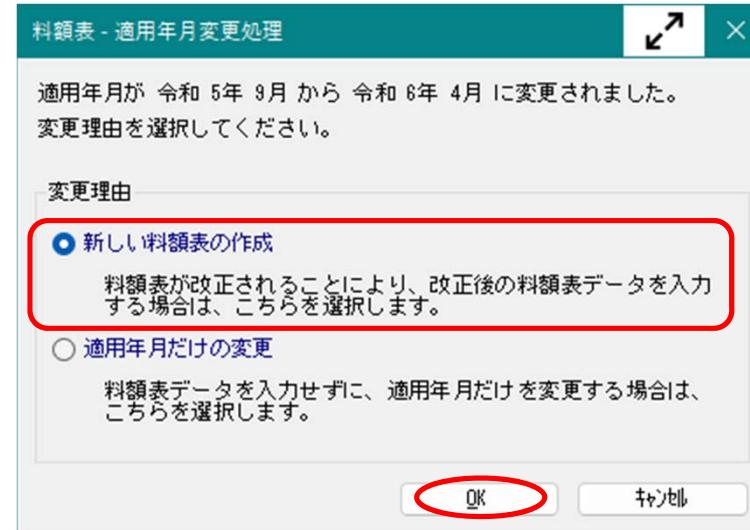
④-5操作方法 加入者保険料率と子ども・子育て拠出金率の変更と退職等年金給付分掛金率の設定

厚生年金保険区分登録

修正	コード	厚生年金保険区分名	利用状況
	11	給与 甲（補助あり）	1 有効
基本設定	厚生年金基金	保険料率設定	
適用年月	令和 6 年 4 月		

(9)適用年月の変更

[保険料率設定] ページの適用年月を、「令和5年9月」から「令和6年4月」に変更します。適用年月に「令和6年4月」と入力し、[Enter]キーを押します。
※徴収区分が「前月分徴収」「当月分徴収」「翌月分徴収」のいずれの場合でも、必ず「令和6年4月」と入力します。



(10)新しい料額表の作成

[料額表 - 適用年月変更処理] 画面が表示されるので、「新しい料額表の作成」を選択して [OK] ボタンをクリックします。

④-6操作方法 加入者保険料率と子ども・子育て拠出金率の変更と退職等年金給付分掛金率の設定

厚生年金保険区分登録

コード	厚生年金保険区分名	利用状況
11	給与 甲（補助あり）	1 有効

修正

基本設定 厚生年金基金 保険料率設定

適用年月 令和 6 年 4 月

【厚生年金保険】

	被保険者負担	事業主負担
男子（第1種）	77.945 / 1000	77.945 / 1000
女子（第2種）	77.945 / 1000	77.945 / 1000
坑内夫（第3種）	0.000 / 1000	0.000 / 1000
子ども・子育て拠出金		3.600 / 1000

①
②
③

端数処理方法 3 政府管掌（五捨六入）

【厚生年金基金】

	被保険者負担	事業主負担
男子（第5種）	6.000 / 1000	6.000 / 1000
女子（第6種）	6.000 / 1000	6.000 / 1000
坑内夫（第7種）	0.000 / 1000	0.000 / 1000
男子（第5種）	6.000 / 1000	6.000 / 1000
女子（第6種）	6.000 / 1000	6.000 / 1000
坑内夫（第7種）	0.000 / 1000	0.000 / 1000

④
⑤
⑥
⑦

端数処理方法 3 政府管掌（五捨六入）

(11)新しい率の設定

①②厚生年金保険の男子・女子を【加入者保険料】で使用中
被保険者負担、事業主負担の男女それぞれに、折半した掛金率を入力します。

ただし、都道府県からの補助率を加味して入力する場合は、長期掛金率に補助率を考慮のうえ入力してください。

補助ありなら「77.945」

補助なしなら「81.945」のままです。

（左記は、都道府県から長期掛金の0.8/100（千分率では8/1000）
相当額の補助があった場合の例です）

③子ども・子育て拠出金

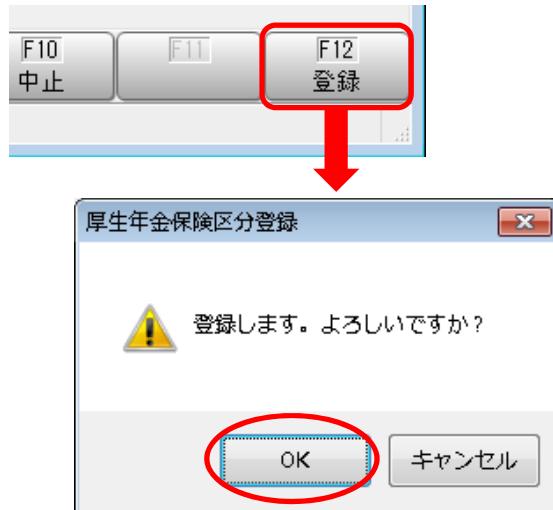
事業主負担は「3.600」のままです。

④⑤⑥⑦厚生年金基金の男子・女子を【退職等年金給付分】
で使用中

給与／賞与の被保険者負担、事業主負担の男女それぞれに、退職等年金給付分の折半した掛金率を入力します。

「6.000」のままです。

④-7操作方法 加入者保険料率と子ども・子育て拠出金率の変更と退職等年金給付分掛金率の設定



続けて、登録済みのすべての厚生年金保険区分コード（賞与 甲、70歳以上など）に対しても7～12の操作を行い、適用年月「令和6年4月」での登録を行ってください。**掛金率に変更がなくても、適用年月の登録は行ってください。**なお、「コード01：標準厚生年金保険区分」は変更不要です。

すべての厚生年金保険区分コードの登録が終了後、[閉じる] ボタン（F12 キー）をクリックして [厚生年金保険区分登録] メニューを閉じます。

操作完了後に行う操作

[CW21給与] – [共済] – [共済掛金一覧表] メニューで、各掛金額が更新されているかをご確認ください。

(12) 終了

[登録] ボタン (F12キー) をクリックします。
「登録します。よろしいですか？」とメッセージが表示されるので、[OK] ボタンをクリックします。

複数のデータ領域を管理している場合

[データ領域管理] – [データ領域選択] メニューでデータ領域を選択しなおしてから、データ領域ごとに操作を行ってください。

⑤お問い合わせ

ご質問、ご不明点等につきましては下記お問合せ先までご連絡いただけます
よう、よろしくお願ひいたします。

お問合せ先 : サンテック株式会社 システム部
TEL : 03-3552-8688
FAX : 03-3552-8699